

令和2年9月30日9月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 重 信 好 範	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 伊 藤 芳 則	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 牧 原 英 敏
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 坂 井 泰 司
水道局長 明 賀 浩 富	危機管理監 川 村 道 典
教 育 長 松 村 智 由	教 育 次 長 甲 斐 和 彦
君田支所長 小 田 邦 子	布野支所長 長 田 瑞 昭
作木支所長 矢 野 美由紀	吉舎支所長 伊 達 浩 史
三良坂支所長 古 野 英 文	三和支所長 曲 田 憲 司
甲奴支所長 秋 山 和 宏	監査事務局 併選挙管理委員会事務局長 新 田 泉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

事 務 局 長 池 本 敏 範	次長兼議事係長 明 賀 克 博
政務調査係長 石 田 和 也	政務調査主任 中 田 秋 子

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		(総務常任委員長報告 9 件)
	議案第97号	三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第98号	三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (案) (原案可決)
	議案第103号	和解することについて (原案可決)
	議案第104号	財産の無償譲渡について (原案可決)
	議案第105号	指定管理者の指定について (原案可決)
	議案第106号	指定管理者の指定の変更について (原案可決)
	議案第107号	過疎地域自立促進計画の変更について (原案可決)
	議案第108号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (原案可決)
議案第109号	備北地区消防組合規約の変更について (原案可決)	
第 2		(教育民生常任委員長報告 4 件)
	議案第99号	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第100号	三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第101号	三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第126号	動産の買入れの契約について (原案可決)
第 3	議案第102号	(産業建設常任委員長報告 1 件) 三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
第 4		(予算決算常任委員長報告17件)
	議案第110号	令和元年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について (認定)
	議案第111号	令和元年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (認定)
	議案第112号	令和元年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について (認定)
	議案第113号	令和元年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (認定)
	議案第114号	令和元年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい

	議案第115号	て（認定） 令和元年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について（認定）
	議案第116号	令和元年度三次市病院事業会計決算認定について（認定）
	議案第117号	令和元年度三次市水道事業会計決算認定について（認定）
	議案第118号	令和元年度三次市下水道事業会計決算認定について（認定）
	議案第119号	令和2年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）（原案可決）
	議案第120号	令和2年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
	議案第121号	令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
	議案第122号	令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
	議案第123号	令和2年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
	議案第124号	令和2年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
	議案第125号	令和2年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
	議案第127号	令和2年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）（原案可決）
第 5	議案第128号 議案第129号 議案第130号 議案第131号 議案第132号 議案第133号 議案第134号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
第 6	発議第9号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）（原案可決）
第 7	発議第10号	農業生産を脅かす外来雑草の侵入を防ぐ法整備等を求める意見書（案）（原案可決）

令和2年9月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（令和2年9月30日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告9件）
	議 97	三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） ……241
	議 98	三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案） ……241
	議 103	和解することについて ……241
	議 104	財産の無償譲渡について ……241
	議 105	指定管理者の指定について ……241
	議 106	指定管理者の指定の変更について ……241
	議 107	過疎地域自立促進計画の変更について ……241
	議 108	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について ……241
	議 109	備北地区消防組合理約の変更について ……241
第 2		（教育民生常任委員長報告4件）
	議 99	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） ……244
	議 100	三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） ……244
	議 101	三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） ……244
	議 126	動産の買入れの契約について ……244
第 3	議 102	（産業建設常任委員長報告1件） 三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案） ……245
第 4		（予算決算常任委員長報告17件）
	議 110	令和元年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について ……246
	議 111	令和元年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について ……246
	議 112	令和元年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について ……246
	議 113	令和元年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ……246
	議 114	令和元年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について ……246
	議 115	令和元年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について ……246

	議 116	令和元年度三次市病院事業会計決算認定について……………246
	議 117	令和元年度三次市水道事業会計決算認定について……………246
	議 118	令和元年度三次市下水道事業会計決算認定について……………246
	議 119	令和2年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）……………246
	議 120	令和2年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）……………246
	議 121	令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）……………246
	議 122	令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） （案）……………246
	議 123	令和2年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）……………246
	議 124	令和2年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）……………247
	議 125	令和2年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）……………247
	議 127	令和2年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）……………247
第 5	議 128	人権擁護委員の候補者の推薦について……………248
	議 129	人権擁護委員の候補者の推薦について……………248
	議 130	人権擁護委員の候補者の推薦について……………248
	議 131	人権擁護委員の候補者の推薦について……………248
	議 132	人権擁護委員の候補者の推薦について……………248
	議 133	人権擁護委員の候補者の推薦について……………248
	議 134	人権擁護委員の候補者の推薦について……………248
第 6	発 9	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化 に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）……………250
第 7	発 10	農業生産を脅かす外来雑草の侵入を防ぐ法整備等を求める意見 書（案）……………252



~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は令和2年9月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

三次市議会では、地球温暖化防止と省エネルギー対策のため、5月から10月末までの期間をノーネクタイなどの軽装といたしております。

また、今定例会も、6月定例会の取組を継続し、出席者のマスク着用、マスク着用での発言、排煙窓を利用した換気、また、傍聴席についても、3密の状態を避けるために一部入場の制限をしたことなど、新型コロナウイルス感染症予防の対策を講じてまいりました。おいでいただいた、また御視聴いただいた皆さんには、御不便をおかけしたり、聞きづらい部分があったかもしれませんが、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は24名であります。

本日の会議録署名者として、山田議員及び増田議員を指名いたします。

なお、議場が暑いようでしたら、適宜、上着をお取りください。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 総務常任委員長報告9件

議案第 97号 三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第 98号 三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

議案第103号 和解することについて

議案第104号 財産の無償譲渡について

議案第105号 指定管理者の指定について

議案第106号 指定管理者の指定の変更について

議案第107号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第108号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第109号 備北地区消防組規約の変更について

○議長（新家良和君） 日程第1、議案第97号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外8議案を一括議題といたします。

議案9件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 大森総務常任委員長。

〔総務常任委員長 大森俊和君 登壇〕

○総務常任委員長（大森俊和君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員会委員長報告を行ってまいりたいと思います。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案9件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月10日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第97号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外8議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第97号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について、本議案を含む公共施設の維持管理は、三次市公共施設等総合管理計画に基づき、維持・更新に係るコスト面を主眼に施設等の規模や在り方の見直しを進められており、一定の評価をするものであります。さらに取組を加速されるとともに、今後は、施設設置箇所における災害リスク等の防災に関する視点を含んだファシリティマネジメントも研究され、取組を進められたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

以上であります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 杉原議員。

○22番（杉原利明君） 議案第103号和解することについてお伺いしたいと思います。

総務常任委員会の中でどのような議論が行われ、本和解案が妥当とされたのか、お伺いをいたします。また、この事件の原因となった当時の村長が議会議決とは違う相手方を損失補償対象として契約の公印をついたいきさつについては、どのようなお話だったのか、そのいきさつが明確になったのか、お伺いをいたします。

（総務常任委員長 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 大森総務常任委員長。

○総務常任委員長（大森俊和君） 議案第103号和解することについての審査について御質問がございました。

本案は、御存じのとおり、旧君田村が行った損失補償契約に基づいて、市を被告として、令和2年2月14日に提起された損失補償請求事件の原告と広島地方裁判所から示された和解案のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

この議案につきましては、総務常任委員会では次のような意見が出て、それに対する審査を行いました。まず1つ目は、債権者に関する問題として、その返済の期間、2点目、和解案で



示された金額について、それは妥当なのかどうなのか、3点目として、この和解案を入れない場合については今後どのような状況がされるのか、4点目、そもそも旧君田村での事象なのに、なぜ三次市で対応する必要があるのか、5点目として、今後も訴訟を続けた場合において、市が敗訴した場合の想定をする賠償額、6点目、契約書の写しの提出、などの質問がありました。

お聞きになられたのは、この中でいろいろと議論がある中で出たのは、一般論としては、行政は違法行為は実行できないものであると。判例によると、民事上では行政内部の手続であり、金融機関には何ら関係のないものである。強制徴収されてもおかしくない事案だというようなアドバイスも頂いております。さらに、今後も結果が見通せない状況で訴訟を続けていくと、市に対してより大きなダメージが起り得るとの顧問弁護士の見解もありました。これらを参考にした上で、総務常任委員会では、この和解することについて、やむを得なく、受け入れられるのが妥当であると委員会で判断しました。委員長報告に付する意見も、業務執行の適正化や債権回収に関わる報告等がありましたが、今後、委員会における所管事務調査などを行うと正副委員長で協議がまとまったことから、今回、報告を見合わせました。

あと、契約書の相手の名前を変えていたということですね。それについては、一応、契約書の写しの提出を求めて議論しましたが、契約書の相手方の審議というのはなかったように思います。ただ、日付のところで、委員さんから、何で日付が入ってないんだというような強い御意見もございました。

以上です。

○議長（新家良和君） ほかに質疑はありますか。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 杉原議員。

○22番（杉原利明君） 御答弁ありがとうございます。

契約の補償の相手が議会議決とは変わって当時の村長が押しておったということなんですけど、今後も、議会がたとえ議決しても、その後の判をつくという執行部の行為がそのように変えられたら、我々はなかなかチェックすることができないんですけれども、再発防止について、行政からの提案とか議会からの要望は何かあったんでしょうか。

（総務常任委員長 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 大森総務常任委員長。

○総務常任委員長（大森俊和君） 執行部からの再発防止については、具体的にはあれをこうしますというものはございません。ただ、今後、そういうこと、何せ25年前の契約書、それと債権保証の取組ですから、今は定かではないんですけれども、しかし、こういうことが事実としてあるならば、二度とそういうことがないようにしっかりと行政チェックを行っていくという答弁を頂いております。

○議長（新家良和君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって質疑を終わります。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第97号外8議案を一括採決いたします。

議案9件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号外8議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告4件

議案第99号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例(案)

議案第100号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

議案第101号 三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条  
例(案)

議案第126号 動産の買入れの契約について

○議長(新家良和君) 日程第2、議案第99号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例(案)外3議案を一括議題といたします。

議案4件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 鈴木教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 鈴木深由希君 登壇]

○教育民生常任委員長(鈴木深由希君) 今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託とな  
りました議案4件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月11日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いた  
しました。

議案第99号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例(案)外3議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可  
決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見について、その主なものを申し  
上げます。

議案第99号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例(案)については、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合は卒園後の

受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする内容のものであるが、連携施設の設定の促進についても検討を行われたい。

次に、議案第101号三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、地域の福祉保健活動の推進に貢献が期待される指定管理者の選定に努められたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第99号外3議案を一括採決いたします。

議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号外3議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 産業建設常任委員長報告1件

#### 議案第102号 三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

○議長（新家良和君） 日程第3、議案第102号三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 保実 治君 登壇〕

○産業建設常任委員長（保実 治君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長報告をいたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月14日に委員会を開催し、担当局長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第102号三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(案)については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第102号を採決いたします。

議案第102号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告17件

議案第110号 令和元年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第111号 令和元年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第112号 令和元年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議案第113号 令和元年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第114号 令和元年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第115号 令和元年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第116号 令和元年度三次市病院事業会計決算認定について

議案第117号 令和元年度三次市水道事業会計決算認定について

議案第118号 令和元年度三次市下水道事業会計決算認定について

議案第119号 令和2年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）

議案第120号 令和2年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第121号 令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第122号 令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第123号 令和2年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）

議案第124号 令和2年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）

議案第125号 令和2年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）

議案第127号 令和2年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）

○議長（新家良和君） 日程第4、議案第110号令和元年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外16議案を一括議題といたします。

議案17件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 宍戸予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○予算決算常任委員長（宍戸 稔君） 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案17件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月16日から29日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

また、28日には、総務、教育民生、産業建設の各分科会においてそれぞれ選定した重点項目について、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第110号令和元年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外議案16件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

各分科会主査報告の要旨を申し上げます。

総務分科会からは、ふるさと納税については、積極的な歳入の確保の取組として捉え、さらに研究、創意工夫を凝らし、安定的な財源の一部となるよう取り組まれない。また、定住促進PRラジオ番組企画放送業務などのメディア戦略については、様々な媒体、チャンネルを利用し、本市をアピールすることは必要であるが、財源を投資するものであることから、その効果を検証されたい。

教育民生分科会からは、健康づくりセンター事業については、施設の維持費や人件費など、運営に係る収支を分かりやすく市民に公表し、事業効果の向上、収支の改善には経営感覚を持って取り組まれない。

産業建設分科会からは、令和元年度プレミアム付商品券「三次藩札」発行事業については、地元製品の消費拡大や消費喚起による地域経済への波及効果、雇用への影響など、細かい分析を行い、事業効果の把握に努められたい。

以上、各分科会主査報告のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第110号外16議案を一括採決いたします。

決算認定に関する議案9件に対する委員長の報告は認定であります。

補正予算に関する議案8件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第110号から議案第118号までの9議案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第119号から議案第127号までの8議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第5 議案第128号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
議案第129号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
議案第130号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
議案第131号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
議案第132号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
議案第133号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
議案第134号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(新家良和君) 日程第5、議案第128号から議案第134号までの人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第128号から議案第134号までの議案7件について、一括して御説明申し上げます。

議案7件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。三次市の区域における人権擁護委員は24名で、そのうち7名の任期が令和2年12月31日をもって満了することに伴い、同委員の候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。なお、新たな任期は令和3年1月1日から3年であります。

まず最初に、議案第128号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の加藤清子氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第129号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の福永 要氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第130号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の中菊圭子氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第131号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の足利悦子氏の任期が満了することに伴い、新たに坂本文明氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第132号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の大谷直己氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第133号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の沖野一典氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

最後に、議案第134号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の重信富子氏の任期が満了することに伴い、新たに佐藤克也氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

以上、議案7件について、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第128号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議のないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第128号は原案のとおり異議のないものと回答することに決しました。

次に、議案第129号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議のないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第129号は原案のとおり異議のないものと回答することに決しました。

次に、議案第130号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議のないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第130号は原案のとおり異議のないものと回答することに決しました。

次に、議案第131号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議のないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第131号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第132号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議のないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第132号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第133号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議のないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第133号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

最後に、議案第134号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議のないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第134号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 発議第9号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書（案）

○議長（新家良和君） 日程第6、発議第9号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（21番 齊木 亨君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 齊木議員。

〔21番 齊木 亨君 登壇〕

○21番（齊木 亨君） ただいま御上程となりました発議第9号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、小田伸次議員、山村恵美子議員、横光春市議員、伊藤芳則議員、藤岡一弘議員、中原秀樹議員と私、齊木 亨でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第9号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し



## 地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など、一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地域財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予測される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続にあたっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対応すべきである。よって今回限りの措置とし、期限到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）9月30日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第9号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第10号 農業生産を脅かす外来雑草の侵入を防ぐ法整備等を求める意見書（案）

○議長（新家良和君） 日程第7、発議第10号農業生産を脅かす外来雑草の侵入を防ぐ法整備等を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 杉原議員。

〔22番 杉原利明君 登壇〕

○22番（杉原利明君） ただいま御上程となりました発議第10号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、保実 治議員、重信好範議員、掛田勝彦議員、月橋寿文議員、山田真一郎議員と私、杉原利明でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第10号

農業生産を脅かす外来雑草の侵入を防ぐ法整備等を求める意見書（案）

国連は、令和2年（2020年）を「国際植物防疫年」と定め、植物防疫が飢餓や貧困の解消、環境の保護、そして経済発展の促進にどのように結びついているか、世界的な認識を高めることを目指している。

我が国の植物防疫については、輸出入検疫、国内検疫、国内防除体系が確立しているが、外来植物は極めて強い生命力を持ち、一旦定着してしまうと在来野草の生育場所を奪い、広範囲に環境を一変させてしまうため、現在の植物免疫体系では侵入を阻止できない。

雑草の種子は海外で収穫した飼料に多数混入し定着するが、その侵入を防ぐ法規制がないことや、現場において総合的に外来雑草対策を進める公的な部署がないのが大きな課題となっている。

植物保護に関わる法律としては、「外来生物法」と「植物防疫法」とがあるが「外来生物法」では「特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与する」としており、「植物防疫法」においては「輸出入植物及び国内植物を検疫し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする」としている。

しかし、「外来生物法」において外来雑草は「環境被害植物」と定義づけられているが、「農業生産被害」については定義されていない。また、「植物防疫法」で定義されている「有害植物」に外来雑草は含まれていない。特に課題である輸入飼料に大量に混在する雑草の種の侵入を防ぐ手立てが二つの法にはない。

よって、農業生産を脅かす外来雑草の侵入から農業・農村の安全を守り、持続的発展を維持するために、次のとおり要望する。

- 1 日本への輸入飼料に混じっている外来雑草対策の法的整備を早急に行うこと。
- 2 農林水産省や都道府県において「外来雑草」の担当部署を明確化し、公的な監視・管理体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）9月30日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第10号農業生産を脅かす外来雑草の侵入を防ぐ法整備等を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年9月三次市議会定例会を閉会いたします。

27日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前10時45分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年9月30日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 山田真一郎

会議録署名議員 増田誠宏